

照遍和尚—その生涯と思想

上 田 靈 城

第一章 受法時代

一、序

照遍和尚（一八二八—一九〇七）の八十年の生涯は、丁度その半生を終えたところで明治元年となる。従って、元年を以て前後に分つのが穩当のようであるが、和尚の事歴からみた場合、明治六年に教導職八級試補になってから以後に護法活動が顕著になり、著述活動も六年以後である。それ以前の教化記録は二三に過ぎない。そこで、明治五年四十五才までを受法時代と考え、それ以後明治四十年八十才で没するまでを護法時代として区分することにした。

二、出生

照遍和尚全集（六卷・昭和六年刊）所収の略伝及年譜、六大

照遍和尚—その生涯と思想

新報（明治四〇・九・二九）掲載の△上田和尚の略伝▽、密教辞典、望月仏教辞典の△照遍▽の項には、いづれも、徳島県名東郡北新居村字名田 仁木嘉吉の三男として文政十一年（一八二八）八月十日に生まれ、母は同県麻植郡小島村の後藤氏であるとだけ記録されている。

北新居村字名田は現在、徳島県板野郡藍住町になっており、四国随一の吉野川の北岸に位置する。名田橋を渡って南下すると徳島市不動町北新居、続いて南新居に入る。昔の北新居村は現在、吉野川を隔てて藍住町と不動町に分割編入されている。

その不動本町一丁目、鮎喰川にかかる不動橋の北詰に、仁木家の菩提寺密厳寺がある。密厳寺現存の△過去靈帳卷四北新居名田▽によると、照遍（以下敬称略）の生家は、正徳頃

(一七二一) 以降の平凡な農家であつたと思われ、父嘉吉は嘉永五年八月九日没、寛如静入信士と諡されている。照遍二十五才の時である。母セイは覚蓮清薫信女と贈られ、明治十七年十月五日八十二才の長寿を全うして没している。照遍既に五十七才、声望漸く高まっていた頃である。

嘉吉夫婦には少くとも、安兵エ、幸之助、照遍の三男と、於紋、於ツル、於照の三女があつたが、照遍以外はいづれも母に先立っている。第三男の照遍が出家した後で、残る五人の兄妹が相継いで死亡したので、止むなく藤二郎という養子を迎えたのであろうか、母セイの戒名の下に「藤二郎養母セイ」と記されている。密厳寺の過去霊帳は、セイの戒名で終つていてその後の仁木家の消息は不明である。当地の古老の話では、大正の初年、吉野川改修工事の際、立退き離村したという。

明治二十九年照遍は、河内延命寺に光明堂を創建して檀信徒に霊牌を納めさせ、一山衆徒をして毎日回向させた。その「毎日日課講霊位廻向帖」(延命寺旧蔵)には、密厳寺過去霊帳に記されている仁木嘉吉家の霊名が全て転載されている。没年月が除かれ、父母の戒名が信士信女から居士大姉に

改められている点が異なつただけである。照遍は側近の者に出家遁世して父母の家系を断絶させた不孝の罪を、常に自ら懺悔していたと伝えられる。その伝えの如く、照遍の生家は母亡き後に先祖を祀る相続者が絶えたのであろうか。右の廻向帖に生家の霊位を全て記入して生涯祭祀したのもそのためであろうし、又自撰の「真言宗意安心弁」(明治三六刊本)の助刻表に「為両親并仁木家一統聖霊」と掲げ自ら金壺円也を志納しているのも生家聖霊祭祀の責務を痛感していたためと思われる。

自撰〔冠註阿弥陀経義記〕(明治二六刊)刊本の助刻表には、梁道阿闍梨、荣道光繁法師の追善の為と記されているので、照遍有縁の僧と思われるが、光繁については、密厳寺蔵〔当院先住代々過去霊帖〕の中に「阿遮犁光繁上人、光道上人ノ資、如意輪寺ニ住ス、後当院へ転住、俗縁北新居村仁木嘉吉」とあり文政八年二月三日に没している。如意輪寺は密厳寺のすぐ北隣に在った寺である。又、梁道については、照遍和尚全集所載の年譜によると、大阪生玉覚蘭院住持を嘉永四年頃勤めており「肉縁梁道師」と記されているので、照遍の俗縁には少くとも二人の出家があつたことになる。

三、阿波における修学

後年の業績からみて、恐らく好学の少年であったと推測される照遍は、出家生活の中に自らの才能を生かすことを望んだであろうし、中農もしくは貧農であったと思われる仁木家の三男としての境遇は、両親をして出家を勧めしめる原因となったであろうし、更に俗縁の中に二人が既に出家していたことも多分に照遍出家の原因になったと考えられる。

照遍は天保十二年（十四才）、出生地のすぐ北隣にある千光寺（徳島県板野郡藍住町徳命）で、戒仁惠等を師として剃髪、次いで同寺にて中院流四度加行を開白、加行了て十六才の時、正興庵百光に随って中院流許可及び伝法灌頂を受け、十八才の時、千輻寺にて戒仁を拜して重ねて伝法入壇した。（諸略伝）

〔長徳院大坊過去簿〕（徳島市国府町千輻寺蔵）によると、戒仁惠等は梅堂と号し、能満寺（板野郡中村）彦雅の徒で初め千光寺に住して能満寺を兼帯し、天保十三年千輻寺十七世となり爾来寺宇の修理什器の調製に尽力し、明治十年九月七日七十七才で没している。博覧強記の人柄であったと言われ、照遍は「惠等上人之愛弟也」と記されている。博識にして寺門興隆家の師について出家の第一歩を踏み出した照遍は

その才能を愛されていたのであろう。万延元年三十三才の時（全集年譜は文久二年三十五才とする）惠等の跡を承けて千輻寺十八世となったが、三ヶ年（年譜は一ヶ年とする）たらずで病気を理由に法弟戒玉に譲った。

瑠璃山長徳院千輻寺（徳島市国府町）は通称大坊とよばれているが、この大坊の徒は、惠等―照遍の法縁によって、後年明治になってから照遍に受学した者が多い。大坊十九世貫儀（戒玉は帰俗したため一代に数えない）は、四門寺（徳島市上八万町川北）住職時代の明治三年三十一才の時、河内延命寺に照遍を訪うて安流を伝受した。敵戒は早くより照遍門下として河内に留まり事教の研究中、罹病して大坊に帰山し二十五才で没している。大坊二十世如実は、大徳として知名の方であるが、若年事教二相を百光及び照遍に学び、晩年は大坊の近隣にある観音寺（四国霊場十六番札所）に退隠した。この観音寺を嘉永三年から四年にかけて短期間ではあるが照遍が住持している。右の如く、千光寺、千輻寺、観音寺、能満寺、四門寺は継えず住職が往来していた法縁寺院であり、千光寺で得度した照遍が観音寺千輻寺を一時住持したのは、全く恩師惠等の計らいであったと考えてよからう。

照遍受法の師は十数名を数えることができるが就中、強い影響を与えたのは、幢徽、光円、宝肝、海如、照道、高堅、大宝の各師である。

福成寺（徳島県板野郡藍住町住吉）幢徽は雪庵と号し、野沢諸流を成興寺（福成寺の近隣）の朝研に受法し、一時大山寺（板野郡上板町）に住したが、明治十二年五十七才福成寺で遷化した。当寺檀家の古老の伝聞には、幢徽は関口流武道の達人で勤王僧であり、屢々、吉田某を供につれて薩摩の西郷を訪うたという。六月朔日付照遍宛幢徽の消息（明治二・三年と推定、河内延命寺蔵）には

（前略）近来ハ仏教大ニ衰候故歟、抑長州奇兵隊長真木和泉守等之徒唱始る排仏之論主張致候より起り申候也、和泉守は小子も先年交候人にて其器量も存居申候、水藩会沢恒藏之門人にて學術ハ相応ニ候得共、才疎にして識足らず、毎度失策のみ仕出し申候、仏道を排却致候説杯唱候ものは皆治國之道を知らざる痴書生共、論に足らずと存候

という一節があるので、幢徽が真木和泉守などの志士と面識のあったことが窺われ、師が勤王僧であったという伝聞の傍証になるかも知れない。又、排仏論者をさして痴書生と憤激

しているあたり武骨で熱血漢の師の面影を見ることができると。消息は続いて、廃寺合寺などの風聞に触れ「其時ハ如何相心得候哉、小子は幽谷へ入り、わらずを造り候而も不苦護法可致と決心、是非三會之曉迄血脈相承して大師へ拜毫仕度候」と綴り、護法の決意を強く披歴している。

右の消息はこの後に、三宝院憲深方の断末魔の印信、散杖の事など、細々とした密教修法上の教示を照遍に与え、最後に次の如く結んでいる。

一、貴和上御事、御母堂へ今一度御対顔之為拙寺へ当御光来可被下候而御逗留之事、左候得ハ何日にも母堂を拙寺呼寄止置、御氣安ク一室ヲ呈上候、何分御勘考之上、孝道も御勤可被下候先ハ右迄

六月朔日

幢徽 拜

草々頓首

照遍大和尚様

夫と五人の子供に先立たれ、養子藤二郎の世話になっていた照遍の母の晩年は殊に淋しい境遇にあったと推測される。それだけに照遍に対する思慕は深かったであろうし、照遍の老母への未練も一しほであったであろう。このような家庭の事情を知悉した上で、老母を福成寺（仁木家から近い）に呼び寄

せ、河内延命寺から照遍を招いて、何の気がねなく母子の対面をさせてやろうという幢徴の暖かい計らいがひしと感じられる一節である。

古老の話では、一端は岸を離れた渡し舟も幢徴の姿を発見すると、船頭は喜んで舟を岸に返したと伝えられ、師が乗馬して往来した福成寺と大山寺の道中では、馬の草鞋は常に道中の人が取りかえる程、人々に敬慕されていたという。右の消息と思い合わせて、人情に厚い師の姿が浮び上がる。

照遍宛幢徴消息は今一通ある(延命寺旧蔵)

謹啓雨天に相成候処、貌座益々御安体之御事奉拝慶候、昨日は折角之御光来甚しく失敬御海容可被下候、伝一印信小嶋へ申付認めさせ差上申候、昨日は別れを惜しみ申候、貴具寿十三歳位の御時より理趣経杯との御教授もし、同居久しく罷在候、今は天下の智識と被為仰候得共、御帰杖の跡姿を見請候得ハ如何にも名残おしく不覚両眼に涙を催し申候、何卒法身清寧御保護御弘法之大願不朽奉希上候、四五箇年も過候得ハ尚又御渡海法話願度耳、乍併迅速之世之習、命過候ハ、晝蓮同性御願祈る、筆余は御推察可被下候

八月二十七日

幢徴 九拜

照遍尊師

二啓小子若命終致候得ハ導師の所ハ伏而奉希上候様信心之者へ申残候、呉々奉願上候

照遍が天下の知識と仰がれるようになった明治六年以後、幢徴没年の十二年の間の消息と推定される。この消息には出家の初め(十三才は幢徴の思い違い、十四才が正しい)から照遍と起居を共にし、晩年に至るまで、授法を続けていた幢徴が語られている。幢徴は照遍より五才年長である。師僧というよりは法兄かも知れない。且て經典の読み方などを教えた小僧が、今は天下の知識となって老師を訪うた、死期の漸く近いことを感じてゐる老師は法弟の後姿に遠い昔の面影を偲んで不覚の涙を流したという。そして照遍の大願成就を希い、自らの命終時の導師のことを照遍に依頼している。照遍に対する期待と信頼の大きさが窺われる消息である。そこには肉親以上の人間関係が横っている。この幢徴から照遍は、三憲を始め諸法流を伝受した。照遍は誠に良い先輩に恵まれたものである。

照遍受法の印信血脈の中には、幢徴と並んで正興庵光円よ

り授与されたものが多く保存されている。地藏院、三宝院、西大寺などの各流印信である。照遍宛光円消息（明治四年四月十五日付・延命寺旧藏）には、

（前略）法流之義段々御申越実ニ未練の小子へ御心切難有不知所謝候、段々取調存儘別紙等にて申上候間御引合之上猶又不都合の義も候へば萬事御教示奉祈候（後略）

と書かれ、その返書と思われる、光円宛照遍消息（明治四年五月五日付・延命寺藏）には、

（前略）偕段々御法被為仰附重々難有奉拝謝候、其中ニ先ツ安井流ノ事、近頃善通寺旭雅僧正より重受被為様ニ而其血脈筋不残御伝附可被仰附旨、且右御血脈并御附法状迄御自筆ニ而御認御贈リ被仰附重々難有即大師御宝前ニ而三拝拝読歡喜之涙千行御深思之程奉拝謝候

と述べられていて、受法の有様がよく判明する。以下この消息には、慈悲意教流の印信目録の送付を受けたこと、保寿院流の印信は引合校合が終ったから返却すること、先年推参の折奉納を約束した浄敵撰〔諸流一貫〕再治本をこの程漸く一部仕立てたから奉納するということなど、照遍が鳴門の正興庵に渡って直接光円より受法し、或は文通によって諸流の印

信の伝附を受けていたことが手に取るように書かれている。又、

安流家沢山御座候得共、安ノ最極ノ窮ヲ附タル人者少ニ愚推仕候、小子ノ所存別紙ニ致シ御一覽ニ備へ申上候、但シ此事誰レ人ニモ容易ニ御沙汰被成下間布、唯々瀉瓶之人ノミニ御咄シ被下度偏ニ奉願上候

とも書かれていて、当時延命寺晋山以来既に七年を経過していた照遍が、延命寺相伝の安流については自負していた様子を示している。光円は明治七年五十五才で没しているので照遍より八才の年長であった。

照遍が修学した正興庵（鳴門市撫養町齋田・正興寺）は瑞龍山と号し無尽蔵院の篇額を山門に掲げている。開基慧淨寂如は、淡州三原郡の産、元禄十五年春、江戸靈雲寺に入門し遷化近い浄敵から安流の伝授を承け、浄敵亡き後は第二世慧光から小野の別伝を受けた。宝永二年河内延命寺に到り、第二世蓮体に従って受戒し、安流の瀉瓶となり、享保三年から十年まで（五四才〜六一才）阿波の童学寺住職をつとめ、享保十年正興庵を創めて移り、寛保元年（一七四一）三月七十七才で没した。（正興開基不可壊老和尚行業記・正興寺藏、吉田覚如編）

淨敵は河内に延命寺を開基してより教線を播州淡州讃州備後に張り、後江戸に飛錫して靈雲寺を創め真言律の本寺とした。安祥寺流(安流)を本流として広く真言密教の諸法流を探りその統合を企てたため、後世淨敵を称して新安流の流祖とするに至った。その河内時代の淨敵に師事した門人の中に淡州榮福寺宥算と淡州護国寺頼教が発見される。宥算は貞享五年淨敵より中院流を稟け、頼教は貞享元年安流の許可を受けていることが、宥算書写聖教の奥書によって知ることができる。(兵庫縣三原町掃守榮福寺藏) 寂如の出生が淡州掃守村であり、若くして宥算に受法し、後、元禄十二年頃に頼教に従って安流の灌頂に浴した因縁が(前掲・行業記) 寂如をして淨敵門下に参ぜしめたことは容易に理解できる。淨敵亡き後、摂河泉を始め淡路四国など関西における師跡は、河内延命寺蓮体が継承したから、寂如が蓮体に傾倒してその瀉瓶となったのも地理的にみて当然だと言えよう。本淨蓮体は無尽蔵と号した。正興庵を無尽蔵院と称したのは吉田寛如師の御賢察通り(正興寺五頁) 蓮体に対する寂如の敬慕の念からであったろうと思われる。

鳴門正興寺現存史料〔灌頂授法曆名〕は当寺歴代の灌頂授

法の記録であるが、その天保十三年十一月十二日条に、第十二世百光密蔵が正興庵に於て中院流の伝法灌頂を開壇した記録があり(前掲・正興寺二三七頁—三八頁所収) 入壇者に「中院 義範 淡州福良慈眼寺資仁靈房。同龍祥 同寺資靈 淵房。同 宥敵 南方方之上神光寺資最心房。同 等円 府中村大坊資法瑞房。同 照遍 同寺資龍眼房。同 頼仁 津田浦觀音寺資禅亮房。」

が列名されている。同寺資とは大坊資の意で、天保十三年師惠等が千光寺から大坊へ移住した時、照遍も共に従っていたことがわかる。又、照遍の略伝や年譜が、天保十四年受伝法とするのは、右史料に従って十三年と改めるべきである。次に同史料に(前掲・正興寺二四二頁)

「文久三癸亥歲七月三日西院流許可并伝授畢 大阿光円

大坊主 照遍比丘。普光寺主 瑞雄比丘。 但嶋比曾寺宏

忍比丘。弥勒寺資真龍沙弥。」

と録されているが、この事實は照遍の略伝や年譜から漏れている。当時照遍は河内地蔵寺を董し阿波の大坊を兼帯していた。そしてこの西院流の受法について幢徽より松橋流の灌頂

を受けた後に大坊を法弟戒王に譲って河内に帰るのである。

これより七年前の安政三年二十九才の照遍は、河内延命寺に宝肝を尋ね、自誓して大比丘戒を受けている。右の受者列名に「照遍比丘」と記されたゆえんである。正興庵は万延元年に百光が没した後、順誠光円が十三世の職にあった。

〔瑞龍志〕天地二冊は正興庵歴代住持録であるが、元治元年と慶応四年の間の記録を欠き、次の一行だけが記されている。「九華山主照遍和上請瑞龍山表無章講」(前掲・正興寺八

〇頁) 正興寺現存の棟札(前掲・正興寺・各堂宇の棟札写真収録)

の一には、慶応二年四月五日正興寺内陣再建上棟式が光円の手によって行われたことが記録されているので、九華山主(河内地蔵寺のこと)照遍を請じたのはその時であったかも知れない。

右の〔瑞龍志〕〔灌頂授法曆名〕を探查すれば、正興庵には代々、淡路の心蓮寺、賢光寺、護国寺、慈眼寺、神応寺等、阿波の福成寺、千光寺、千輻寺、童学寺、聖幢寺、四門寺等々の寺主や徒弟が相次いで来山受法していたことが判明する。

正興庵は江戸中期以降阿波淡州一円の学山として、野沢諸流の伝授や授戒灌頂を行っていた。千光寺や千輻寺で修行して

いた照遍が正興庵に参じた理由はここにある。そして開基如を通して浄嚴、蓮体、慧光の法脈に触れ真言律風に触れたのであろう。青年照遍の胸に、願わくは浄嚴和尚の本流である延命寺に投じたいという熱い念が湧いていたかも知れない。且つて土宜法龍が△照遍和尚肖像賛并序▽〔照遍全集六所収〕を作り、「安政三年厥然有所諦悟、往謁河内延命寺宝肝和上」と述べたが、照遍の延命寺帰投は、或日突然の発心ではなく、宿願であったとみる方が当を得るのではなからうか。

前掲光円宛消息の中で照遍は「正興童学両寺ハ阿州ニお切て無類之律院」と述べているが、正興庵開山寂如が童学寺一代でもあり、両寺共に浄嚴の真言律系に連なることを思えば、照遍がこの両寺を高く評価した理由も首肯できるし、青年時代をこのような律院の雰囲気の中で過した師が、明治の滅法の時代に、律幢を高く掲げて護法活動に身を挺した生き方を理解することができるのである。

四、畿内における遍学

照遍は十六才の頃、徳島の某儒者について四書五経などの俗学を学び、次いで各地に遊学して頭密の教相を究めている。備前下津井浦の智興には大日経任心品を、讃岐高松の靈

雄には起信論を聞き、二十才の時に高野山北室院に入って論義悉曇を学び、京都に出ては宥桂より義林章を聞き、隆寛について二十唯識論述記を学び、智積院智融について成唯識論述記、俱舍論、因明、大日経疏などを受講し、智積院道雅、道忍より義林章、俱舍論を学んだ。

二十四才の嘉永四年、肉縁梁道師が住持していた大阪生玉覚蘭院に寄寓して、その隣寺生玉持宝院高堅（密賢）に師事し天台教学を研し、次いで大宝守脱に随って再び天台を学んでいる。後年、照遍が顕劣密勝の偏執を嫌らい、宗我を排して通仏教という広い視野に立ち得たのは、早くより顕密の各師について研鑽していた結果であり、それが又、照遍の著述活動を豊かなものになっている。又、明治十年頃（僧侶学則）を撰し、「以三一日為三分二分学三仏教一分学外書」（照遍全集六・一八九頁）と言い、外典は仏教研究の準備として学べと述べたのは、自らの少壮時代の体験に基づくものである。

照遍が後年あたかも天台学者であったが如く評される程その教学に精通していたのは、各師の中で高堅と大宝の両師に殊に傾倒したためで、自著「天台摩訶止観玄談」（明治三年

刊本）の奥付には特に二師の靈名を挙げてその菩提に薦められている。又、「天台十不二門指要鈔精義」に於て十不二門の教観傍正について諸家の見解を概説し「已上先年侍師講筵二而所三聴受一也」（照遍全集三・三六三頁）と註しているのは両師の内何れかの影響を自ら語るものである。

〔伝燈〕誌（明治三年二月二八日付）は且て照遍の近況を報じた記事の中で「大和上は曾て有名なる豪僧高野山密賢師の門下生にて、佐伯旭雅、旭隆雄、釈雲照の三師と俱に四天王の随一と称されたる一人なるも、殊に同師の衣鉢を継ぎ学識の深遠なることは実に照遍上を第一等に推せしと言う」と讃じた。雲照は照遍より一才年長で嘉永元年から六年にかけて、高野山及び生玉持宝院で密賢について天台を学び、次いで安政二年から五年頃にかけて、大宝に止観を受講している（草繫全直著・釈雲照）が、丁度同時期即ち嘉永四年から六年にかけて照遍も又密賢に師事し、次いで安政元年大宝に従って止観を聞いているから、雲照と照遍は机を並べて天台学を研鑽した同門である。大宝は嘉永二年、叡山安楽院の輪番となって以来各所に講筵を開いていたが、異説を唱えたために安政六年に安楽一派を逐われ、慶応三年安楽の僧籍を脱して

園城寺に住し明治二年寺門派に入籍した人である。

安政三年二十九才の照遍は、延命寺に神中宝肝を尋ね、その年沙弥戒比丘戒を受戒した。

爾來、宝肝に随侍して延命寺相承の新安流を探り、奥疏及び諸儀軌の伝授に浴し、律学も研鑽したものと思われる。照遍自筆の覚書〔四分律門不審条々御窺記 相似比丘照遍〕

〔延命寺感〕は、八項目に亘つて質疑し、処々に押紙してその解答を記している。

行事鈔講演令聞沙弥非法乎。

七滅諍 幾度彼是末鈔引合拜読仕而茂一向六布候間加点点仕、易様御垂示奉希上候 尚又委末鈔御持合被為様候得拜借奉願上候。

行事鈔 拙寺本随分宜布手入御座候得共是而中々講述六布候 随而此頃近邊諸寺相尋候得共宜布末積不得候 若老大和尚位御持合候得拜借奉願上候云々。

などとある。律部の末釈を涉猟している照遍が想像できる史料である。照遍は宝肝に師事の後、安政六年には河内地蔵寺に住し、更に万延元年から文久三年までは阿波の大坊を兼帯していたから、右覚書の「拙寺本」は右の両寺の何れかの意

と考えると、延命寺の近隣である地蔵寺では「此頃近邊諸寺相尋候得共」の意が通じにくく、阿波の大坊から延命寺宝肝に宛てた質疑と考えることができる。或は少し年代を下げて、明治初年前後、延命寺住職照遍が大坂三津寺退隱の宝肝へ呈したものと推測される。

照遍は元治元年三十七才で宝肝の譲りを受けて延命寺十三世に晋住し、七世真常より相承の五股金剛杵を授かつて新安流の正嫡となった。この事情を師自ら〔五股金剛杵記〕（元治元年暮春記・延命寺旧感）に綴つて次の如く述べている。

真常和尚は曾て一智杵を作り仏舍利一粒を納めて護持し、臨終に当り愛弟子泊中法典に与えて伝法の印璽とした。法典和尚は大坂今里妙法寺に住し、瀉瓶の弟子宝肝に杵を伝えた。宝肝和尚は妙法寺に撰化すること数十年、嘉永の初年頃衰退していた延命寺を兼帯した。それより

兼務於当山二十有余年於茲法燈再揚輝焉。我從宝肝和尚一尽承仕誠一年久焉。和尚慈悲引進我有序。終授法流涖底并相承智杵。且令我繼当山之席教誠殷懃也。我謬以羊質結此勝緣不耐感喜也。

と。宝肝は大坂三津寺大福院に転住し明治十二年七十九才で

没している。

豊山能満院の海如と、照遍が互いに師資となつて諸法流を互授した関係は、延命寺に蔵する明治初年の二十一通の海如書翰と八通の照遍書翰によつて窺うことができる。

海如は千葉県の出身で長谷寺に学び、二十七才の時、河内高貴寺智幢に従つて慈雲尊者の遺薫に触れ、三十四才で長谷寺塔中能満院に迎えられ、ここに律院を再興して、戒律、密教、梵学の伝授に活躍し、維新の頃は高貴寺寺務職に推挙されてゐた。(田中海応著・海如和上伝) 照遍との出会いは慶応の終りから明治初年にかけてであり、明治六年七十一才で没した海如は元年には六十六才、照遍は四十一才であつた。

両師の交渉は海如の方から始められた模様である。海如は弘化四年に、仏戒より安流の附法状を受けて瀉瓶となつたが、その時の附法状(田中海応著・海如和上言行録に収載)の中

貧道多年入_ニ延命寺海眼先師之室_ニ而得_ニ受靈雲延命所伝之安祥寺法流_一(中略)一流洌底正嫡印璽復無_ニ餘蘊_一悉得_ニ稟承_ニ焉

と仏戒自らが語っているが、延命寺十世海眼に師事して、延

命寺、地藏寺両鑑護の職にあつた仏戒は、海眼早世の後、十一世に晋住せんとして一派の反対に会い、九世宏範の附法玄空が備後より迎えられて延命寺に晋山した事情がある。

延命寺一派が仏戒の晋住に反対したのは次のような理由のあつたことが〔照遍宛上田清高書状〕(延命寺蔵)から推察される。即ち、仏戒は從禪入密の徒で、加行灌頂の師も不明だと噂され、従つて師の海眼は再三の要請にも言を左右にして附法を避けていたが、命終前に至つて止むなく仏戒に附法した。しかし附法状は渡さなかつたので、但馬法輪寺の大律が延命寺廟參の節、仏戒は師に懇願して海眼の附法状を代筆してもらつたという。この事情を、「〔海如宛照遍書翰〕(延命寺蔵)には

(前略) 仏戒師之被成方_ニ附、他人不信_ヲ生_シ可申事有之哉_ニ愚案、第一附法状_ヲ他人_ニ相頼_ミ有認事、是_ヲ以思へハ法流弘通之前_ニハ深思ナクテハナラヌコト也云云

と述べているが、これは〔照遍宛海如書翰〕(延命寺蔵)が「何故カ戒師(仏戒) 風聞不宜御方にて」と述べて、海眼―仏戒―海如の安流相承に不安を訴えてきたからである。同書翰で海如は

(前略) 正嫡ナト申拙子非涯分候へ共、宏範海眼仏戒相承絶へ而ハ実冥加可恐怖、是而巳常々悲嘆候(中略) 小拙何

事も未熟之事にて不都合千万也、正嫡相承分也ト受附屬之事も勿々事ニテ残念千万、今一度安流伝授願上度心得候得共逐々老年未果候、尊大和上哀愍授受希上候(下略)

と述べている。仏戒の法脈を断絶させることに自責の念を憶え、名実共に安流の正嫡を相承したいという求法精神が、海如を照遍に近づかせたとみてよからう。

このような発端から結縁した両師の間には、明治初年の四五年間、頻繁に交通が交わされ、野沢諸流に亘って印信、口訣、伝授目録などの交換がなされ、それらの校合、書写、質疑応答がなされている。両師の往復は、最初は延命寺と能満院の間を使者が往来したが、やがて海如の提案で高貴寺が中継地になり、或は照遍の提案で堺の信者宅が中継地にされ、堺より能満院へは月参の信者が取次いだ。最初の内は律儀なまでに取り交わされていた贈答もやがて海如の方から廃止が提案され「以来必ず御互に義理張候と世に申様なること不相成永く無疲倦慈愛被下度候」と海如が述べているように、両師の中が急速に親密となり世間態を離れて求法第一に熱中し

てゆく有様が、往復書翰によって手に取るように語られている。

今一人、照遍の人間形成に影響を与えた師に仁和寺の冷泉照道がいる。明治二年十月照遍は仁和寺に赴き照道より仁和寺相承の西院流を伝受したが、その高潔な人格に深く打たれたようである。明治九年著の「仏垂般涅槃略説教誠経開流鈔」の文中「比丘」の語を釈する段で、当今僧徒の堕落が仏教衰微の因であることに言及し、照道上人を見做って二利の勝業を修せば仏法は再興するであろうと述べ、「道德経三歳月一長天下無下齊其倫者」と上人を称讃し「予聞レ風登レ山拜為レ師受其法」。爾来互告憂喜共計弘法。其情非三山河雲水能阻(照遍全集六・二五九頁)と述べて細やかな交情を語っている。明治十年撰の「真言宗学科表他部註」(照遍全集六・一四三頁)にも右と同文の照道への言及があることから、師の人徳に対する敬慕の様子が察せられる。

明治四年照遍は、正興庵光円に宛てて

(前略) 拙僧茂先年推参後、不断事相ニ意掛ケ罷在、処々之明師ニ教示茂願上、未レ伝流相承仕リ不審事ハ決折願上、彼是仕ルニ附乍愚昧年々月々ニ事相門昇進仕ル事ニ御座

候、何連不遠之内参拝願御談話可申上候（後略）（明治四年五月五日付光円宛照遍書翰・延命寺蔵）

と書き送ったように、照遍の求法の目的はこの時代に至ってほぼ達せられたようである。

第二章 護法時代

一、序

明治元年（一八六八）三月の（神仏判然の御沙汰）に発端する廃仏運動は、薩摩、信濃、讃岐、富山藩を筆頭に全国に毀釈の嵐を呼び、無祿無檀寺院の廃止、寺院の統合、寺祿奉還、勅願所勅修法会の廃止などの施政は天下の僧侶を帰趨に迷わしめた。廃仏を幸いに還俗する僧も多く出た。このような時に、廃仏に対する仏教徒の対応には大別して三種類あったと吉田久一氏は述べておられる。（日本近代仏教史研究五頁―七頁）第一は維新政権の要望にそって、仏教のもつ教化能力を明治政権の方向に再編成して行く立場。第二は政治の枠外に立って、仏教徒の墮落した現状を正視した上で、仏教本来の面目である戒律の復興を考えた人々。第三は廃仏に反抗して宗教一撓を起こしたものの。そして第二の立場の代表に福田

行誠を挙げ、その線上に雲照を始め諸宗同徳会盟の人々を挙げている。

この分類に従えば照遍は第二の部類に入る。しかし、村田寂順（後の天台座主）や釈雲照が政府に建白書を呈して神仏分離を訴え、諸宗同徳会盟が京都と東京に於て発会し、仏教再興を審議して各方面へ建白書や嘆願書を出していた頃、つまり明治元年から五年に至る廃仏毀釈の第一期には、照遍はこれらの活動家とは異なり、前節にみた如く求法遍歴に余念がなかった。照遍が護法運動に身を挺するようになるのは明治六年以降である。

二、三条教則と照遍

神仏分離を計った新政府は、神祇官について神祇省を設置して神道中心の宣教を進めたが、神道による民衆教化の限界を知り、やがて仏教も共に取り上げて大政を扶翼させる方向に進む。それは高楠順次郎博士の言われたように、仏教圧迫の緩和ではなく仏教を神道に隷属させ明治絶対主義の下に改編する意図（（明治仏教の大勢）現代仏教特輯号収録）の下になされたが、廃仏に苦しんでいた仏教徒は進んで政府に協力することに於て苦境を打開しようとした。

政府は明治五年、神祇省を廃して教部省を置き、次いで教導職を置いて大教正以下権訓導までを十四級に分ち、八三条教則を發布して教導職をしてその宣布に当らせた。この教導職には、神官と共に地方寺院住職を任命し、各宗に教導職管長を置いて末派寺院の取締りを命じ、神仏合同の大教院を芝増上寺に設置して教導職養成の機関とした。大教院の下に、各府県毎に中教院が置かれ、更に全国の末派寺院はそのまま小教院となつて各檀徒の教導を命ぜられた。教導職は最初、各地方官の推挙であつたが、大部分の僧侶神官は程度が低く教導に堪えるものが稀であつたから、やがて教導職の試験に官員が介入することとなり、七年七月には教導職試験以上の者でないといふ職にはなれないといふ通達が教部省より出されている。

明治六年二月、照遍は教導職八級試補となり、五月には権大講義に補せられたが、当時の僧侶の大勢に順じて、初めの中は新政に協力することの中に護法の活路を見出したようである。

八三条教則は、一、敬神愛國ノ旨ヲ体スベキ事。一、天人人道ヲ明ニスベキ事。一、皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守スベキ

事。といふ全く国家神道中心の思想であつたが、照遍は、

近年天子三条ノ教則ヲ出シテ天下ニ宣布セシムル、是レ身ヲサメ家ヲサメ國ヲサメル大典ナリ、此ノ三条ノ旨ヲ以テ天下ノ万民ヲ教化シテ、心得方ヲ正シフシテ御國政ノヨク行キ届ク様ニ被^ル遊^ルノ御趣意最モ貴キ御教ヘナリ
(照遍自筆・説教覚書・延命寺蔵)

と述べてその宣布に協力している。この覚書の中には、敬神ノ引拠、愛國ノ引拠、大祓ノ引拠、神祭ノ引拠などを考究しているが、これは六年二月に教部省から発令された八十一兼題を宣布するについて照遍がその項目を考究したことを示している。又、照遍に「十七建題愚解」の自筆（延命寺蔵）が残っているが、これは大教院で制定された八十七兼題に対する解釈で、その中で照遍は、

夫レ教化ハ補政ノ為メナリ、今ヤ新ニ教院ヲ建テ教職ヲ置ルルハ皇國ノ教風ヲ天下ニ宣布シ民ノ頑愚ノ見ヲ摧キヨク皇國ノ道ヲ解サシメ弥々國政ヲ迎信シテ違犯ナカラ令ン為メ乎、然ラハ教職ノ者ノ心馬ニ策シテ勤ム可キモノ乎。

と述べ、教導の職責遂行の中に護法の活路を求めている。

教部省は最初の中は、三条教則以外の宗義を民衆に説くこ

とを厳禁し、説法、法談の名目さえ使用を禁じたが、真宗が大教院を脱退したのを機に、明治八年五月、各宗合同の大教院を廃し、六月には各宗各別の大中小教院を設けしむるに至つて、神仏合併の布教に終止符がうたれ、三条に仏説を交説する自由が与えられた。当時、芝の真福寺に別置されていた新古合同真言宗大教院は〔標辭〕（延命寺蔵）と題する一文を照遍に送り、

自家仏乘ノ宗意ニ在テハ敬神ヲ説ニモ法味ヲ捧ルハ神威倍増ノ為ナル旨ヲ演暢シ、愛国ニ在テモ国恩報謝ノ念慮ヲ以テ鎮護国家万民快樂ノ懇祈ヲ運ハ我輩ノ義務タル事ヲ陳ヘ、天理ヲ弁スルニモ惟神ノ道ナト云語ヲ庸ス、因縁生ノ諸法因果報応ノ理ヲ口実トシ五戒十善ヲ執持スヘキ旨ヲ皇張セリ。

と述べた。これは、仏教教理を本にして三条教則を解釈し民衆に宣教するという風に教団の方針が変更されてきたことを物語っている。

恐らく右の方針に添ったのであろう、照遍は〔説教要録〕〔説教弁順序〕（延命寺蔵）の中で、説教の体系を次の如く順序づけた。先づ仏法の大宗は三世因果の理であることを説

く。次に知恩報恩の善因によって人天及び浄土に往生し、逆恩の悪因は三途の報を受くと説く。恩に三あり、神恩、君恩、父母の恩であると。ここには、三条と因果の理が巧みに和会されている。

そして明治八年作と思われる〔説教要軌・私〕（延命寺蔵）に於て照遍は、真言宗義に基づく説教の軌則を確立した。それによると、先仏前三礼昇高座。次懺悔文。次三帰。次三竟。次発菩提心。次三昧耶戒。次光明真言。次正説教―敬神、忠勤、孝養の旨趣（三条の宣布）を説き、次に光明真言の靈験を説く。次に弘法大師の徳行及び本誓を説示し、真言教結縁の者に西方・都率往生せしむるは大師の本願なりと説き、かく尊き御法に結縁し現在安樂未來往生の素懐を遂るは是れ皇上の恩なりと説く。次光明真言^{二十}一返。次大師宝号^{二十}一返。次仏前三礼退場となっている。王法即仏法思想の強い軌則であると共に密教浄土思想が表明されている軌則である。

明治八年十一月二十一日付真言宗教導職管長へ提出した〔御届書〕（照遍自筆控・延命寺蔵）によると、照遍は当時、堺県下真言宗取締の任に在つて県下の諸所で、毎月十日から一ヶ月、十卷章（弘法大師の著述）の講演や中院流の伝授を行

っており、聴聞衆は常に二三十人（恐らく真言宗の僧）あり、薬師本願功德経講讀の時には、僧の外に俗衆五十人と記されている。

明治十年に教部省が廃止されて仏教迫害の歴史は一応閉じられ、大教院の廃止と相俟って各宗は自由に宗義を説ける時代となる。十七年には教導職も廃され、住職任免、教師等級進退等は各宗管長に委任され、一応国家権力から解放された各宗団は、宗規寺法の整備に奔走することになる。照遍も又、この解放によって本来の自己を取り戻したのであるうか、十一年以降にわかに著述活動が活発になり、政府への迎合を止め、内省的な護法思想を展開してゆくのである。

三、興律運動

照遍は仏教衰微の原因を、僧徒の墮落、世俗化にみる極めて主体的内省的な立場をとっていた。明治九年には、

「今哉天下ノ緇徒密ニ田商ノ業ヲ作シテ身命ヲ養フ者少カラズ、咨ソ仏法ノ衰運此ヨリ起ル」（原漢文・仏垂般涅槃略説教誠經開流鈔・照遍全集六・二五九頁）

と言い、

「出家者ノ形服世ニ違シ内心欲ヲ離レ二六時中唯道業ヲ修

スル是レ其ノ趣タリ、然ルニ近世ノ僧徒多ク素意ヲ忘レ五塵ヲ競ヒ追テ厭足有ルコトナシ、アア如來ノ遺誠何レノ日カ物ヲ化シテ天下ノ緇林真ノ僧宝ト復セン」（前掲書・二七一頁）

と述べた。又、十二年には、

「今、僧衣ハ本製ニ背キ鉢ハ護持セザル者滿目ス、豈ニ僧海波澗ルニアラスヤ、既ニ自行ヲ失ス、何ソ教導ヲ振ハシ」（原漢文・鉢鉢弁補註・照遍全集五・三五六頁）

と嘆じている。従って戒定慧の三学を修めて仏徒本来の姿に立戻ることが仏法再興の第一条件であると考えられた。

「爾らば即ち急に勤むべきは学業なり戒行なり、天下の寺院を一洗して清潔にする事肝要也」（八勸誠初学士▽天台綱要集卷四収録・照遍全集四・三〇〇頁—三〇二頁）

と語ったのは、明治三十二年高野山大学林の有志学生に対してであったが、この勸誠の中で照遍は、学業戒行具足の卒業生が寺院住職となって、天下の寺院を清潔に護持することによって、仏使としての自覚を持った教化活動ができ、仏法の法城を守り、外国人をも帰依せしめうると説き、三学具足して法雨を降らし、衆生済度しうる人物を「天下の大龍」と呼

んでいる。

照遍は「僧ハ是レ四海ノ導師ト成テ四民ヲ教導シテ応ニ政化ヲ補翼スベキ也」（原漢文・僧非論・照遍全集五・二四八頁）

というような仏教国益論を述べ、仏法隆盛は聖徳太子の素意であり天下泰平の基であるという王法仏法論を時に唱えたことはあつたが（天台止観輔行伝弘決序精義・跋文・照遍全集三・四九五頁）、これらは当時の仏法無用論を意識しての発言であつたと思われ、照遍の護法思想の基調は、仏教の三学主義による僧徒の自行の確立を第一とする内省的主体的なものであり、その結果として天下の大龍による社会教化を期待したものである。

このような、仏教復興を持戒という宗教的内省に求める護法思想は、既に江戸時代に当時の儒家・神道家・国学者などによる排仏論に対抗して、三僧坊を中心とする律宗の復興及びそれに継起する各宗の興律運動（真言律、浄土律、天台律、法華律など）として展開されていた。明治の興律運動はその系譜上にある。

照遍の戒脈が、江戸中期の浄敝提唱の真言律に連ること

は、

「余、浄敝和尚ノ法流ヲ汲ミ、復タ彼ノ律風ニ依テ進具

ス、且ツ開山和尚所撰ノ三昧耶戒式及ヒ慧光和尚所撰ノ自誓受苾芻律儀方軌ヲ読テ其ノ幽致ヲ探ルコト此二年有り、

漸クシテ佳境ニ至ル」（自誓受苾芻律儀方軌註・照遍自筆・原漢文・延命寺蔵）

と文久三年自ら語っていることより知ることができる。浄敝の真言律の特色は、西大寺系の真言律院が律為本の戒觀を基調として真言は兼学であつたのに対し、真言為本思想を基調とする持律教団であつた点にある。即ち、戒儀には、西大寺叡尊所製のものを捨てて、浄敝自撰の密教色の濃い戒儀を用い、阿字本不生の立場で戒体を論じて大小権実一切の戒体論を包摂して横統一切仏教の面目を示し、梵網經を密意を以て解釈し、真言宗団としての僧制を製作し、食時作法なども密軌と律式を和会したものに改作するなど、密教的戒觀を主とした。従つて、西大寺系及び有部律派の律院が何れも真言律と世称されてきたのと区別するために、浄敝門徒は後世になつて（宝曆頃から）自らを（如法真言律）と称するようになってくる。

しかし浄敝の真言律も、三聚浄戒の撰屬に関しては全く觀

尊に従い南都戒の伝統を守ったため、摂律儀戒には四分律の七衆戒を採用して有部律は用いない。従って照遍も又、三聚戒については西大の伝を正統として興正尊者を讃揚している。

(三聚浄戒芳薫・全集五、別円菩薩受律儀大旨・全集四・一八六頁)

照遍がその青年時代を既に浄嚴の真言律系の律院の雰囲気の中で過していたことには前章で触れたが(第一章・三)、随侍した師僧たちが又、内省的な護法思想の持ち主であった。

照遍宛幢徴消息(明治一・三年頃延命寺蔵)に強い護法の精神が披歴されているのは既にみたが、同消息は更に「唯々仏と聞ケハイヤと心得候ハ我等破戒之徳也、今日ニ大歎息絶之外他事無之」と続け、破戒を廃仏の原因と反省している。明治四年照遍宛光円消息(延命寺旧蔵)には「御一新以来倍仏法相迫申候、実は僧道の不律破戒より相招申事と奉存候」と書かれ、僧道引直、旧弊一洗が訴えられている。照遍宛海如消息(明治三・四年頃)には「滅祿除地召上等依寺院却如法行事基相成候義も候半歎……元來僧徒業感無是非事」(田中海応著・海如和上言行録所収)という内省的な受けとめ方が示されている。海如は高貴寺一派に回状を送り、廃仏時こそいよいよ慈雲尊者の教を守り、僧侶本来の修行に徹せよと檄したと

いう。(田中海応著・海如和上傳)仁和寺照道、安樂律院大宝、延命寺宝肝と照遍の周辺には、廃仏の世相に内省的な反応を示した誠実な人々が多かった。

明治二年に結成された諸宗同徳会盟は自宗旧弊一洗之論など八ヶ条の護法を議決し、更に次のような条項を申し合せている。

「仏法ノ浮沈日ニ相迫リ候得バ、更ニ如法如律ヲ基本トシ、帰依仏帰依法ニ無之而ハ廃滅必然ニ候間、各宗ニテ学林取営ミ互ニ鞭誡可有之事。

民心維持ノ法ハ教導ニアリ、而モソノ事僧職ナレド自行ナキモノハ却テ人心ヲ顛落セシム。

化導之源ハ精学ニ在リ、近時学道不明ヨリ類弊ヲ醸シ天下ノ侮笑少カラズ、督励スベシ」(辻善之助著・日本仏教史之研究続編)

ここには戒行学行による僧徒の自行の確立が護法の中心課題として取り上げられている。照遍の内省的護法観は、江戸時代の興律運動の系譜上に身を置くと共に、明治期の護法家の影響を多分に受けて確立したものである。

照遍は明治四年に光円宛消息(延命寺蔵)の中で、御地阿

波では最近、有部律を盛行させようとの噂があるが、日本の律は元來四分律風であるから追々に四分律を復古して頂きたいと書き送っている。又、明治十七年、真言宗団では大成會議を開催し、東寺を以て真言宗の根本道場と定め、有部律を依用することに決定した時、照遍はこれに反対して管長三条西乗禪に建白書（四月二十七日付建白書控・延命寺旧蔵）を提出し四分律の清規に改作するか、さもなくば、四分依用の宗内寺院を別立允許せよと迫った。このような照遍の行動は、淨敎の真言律系に属したためである。

又、明治十八年、招かれて東大寺戒壇院長老職を兼ねたのは、照遍が三学具足の高僧だという理由だけではなく、南都戒の伝統である四分律護持の律匠であつたからである。近世の戒壇院は、享保十年靈雲寺慧光が幕命を受けて長老となり同十八年再興した頃、一時は靈雲寺派の真言律儀による受戒が行われていた。^(註)

照遍は長老職に就くや早速に、道俗に勧めて戒壇院に於て菩薩戒を受戒させ、（勸受菩薩戒序・一枚刷・延命寺蔵）爾來晩年に至るまで受戒を続けていたことは、残存する菩薩戒牒によつて推測される。（梵網菩薩戒牒・明治一九・七・四付。二三

・五・一五付。三九・五付。三九・六付延命蔵寺）二十三年七月には、形同沙弥戒・法同沙弥戒・比丘戒が三聚通受の作法によつて行われている。（伝燈六号・明治二三・六・二二刊）二十四年十一月二十三兩日の授戒会については〔伝燈〕誌上に次の如く報ぜられている。

若し日本の歴史を談ぜば、談忽ちに致るは南都戒壇院の聖跡なり、而して此の聖跡現今の任職は有名なる持律家にして頭密の学、事敎の道に通達せられし上田照遍長老なり
（二四号・明治二四・一一・二二刊）

と前置きして、戒師照遍、証明師に華嚴宗管長、戸田、佐野山の三僧正、受者は高野山の大乘法祥、南観蓮、稻村英隆、森大運、浦上隆応らの各師が列名され、教授には照遍の高足長谷川弘道の名が見える。

明治十九年七月夏満、照遍は戒壇院の方文に東大寺招提寺兩門徒を集め、戒律門の大略を講述すると共に、四分律宗の再興を激励した。

次いで二十年には、〔受戒方規〕（伝燈二号・明治三三・二・二一刊収録）を製し、従前口授によつて記録がないために方途に迷つていた戒壇院の受者の指南とした。又、この頃照遍

は、律宗の私学林の設立を計画していたようである。自筆の「本朝律宗私立学林」（再治・未再治二通・延命寺蔵）という案文には、

今般発願シテ律宗ノ私立学校ヲ立テテ諸方ノ有志ヲ招ク、若シ此ノ校内ニ入ル者ハ、三年ニ此ノ級ヲ登ラシメ律門ノ達者トセント欲ス、尚ヲ唯タ此ノ律教ノミニ非ス、三年ノ間ニ顕密ノ教相ニ通セシムルノ心願ナリ、

と述べ、初級より十一級まで級毎に学習すべき律書が列挙されている。書目の撰述最下限が明治二十年二月であるので、この案文をその頃のものとして推定するのである。この計画の実現の成否は不明であるが、照遍の三学主義の表れと見ることが出来る。

僧徒の持律生活は先づ衣鉢を整えることから始めるべきだと考えた照遍は、明治四年に善男女に勧めて瓦鉢を作らせ有志の僧に施行したが（施瓦鉢記・一枚刷。明治四年照遍宛海如書翰。共に延命寺蔵）、これは豊山能満院海如が、慈雲の昔を範に、如法衣一千領を施行した行為（如法衣一千領施行記録・長谷寺蔵）と軌を一にするものである。十二年には「鉄鉢弁補註」（全集五）を撰して「出家五衆ノ標誌者衣鉢是レ也」と

述べた。次いで「僧非論」（全集五）を撰し、明治五年発令の肉食妻帯蓄髪の解禁を批判し、その禁止を訴えた。十三年には「袈裟禁絹順正論」（全集五）によって、南山律の立場から袈裟に絹紬を用いることを禁じ、十七年には「著衣顕正録」（全集五）を著して、三衣の正規の著法を論じている。「真言行者二時食法略釈」（施餓鬼作法略釈）「通受懺悔手鏡」（共に全集五）等何れも、僧徒の日常の律儀確立を目的に著作されたものである。

八十才の高齢で臨終の床にあった照遍が、枕辺に三衣箱と鉄鉢を置き、看護婦が近づくとその触れるのを嫌って、不自由な身体に衣鉢を引き寄せ、堅く護持して離さなかったとい、この光景に接した見舞の人々はひそかに敬慕の涙に咽んだと伝えられている（長谷宝秀・上田和尚御見舞の記）六大新報明治四〇・九二九号）のも、照遍が戒行為先の思想を生涯自らも実践したことを物語るものである。

明治二十九年に至って、照遍の戒律主義に小転機がみられる。それは僧徒個人の自行確立から、日本国の全仏教寺院の規範確立への転進である。その現れが「日本諸寺住僧清範」（全集五）の著述である。この中で照遍は、一人の住持に帰

属している日本の寺院型態を、私伽藍、私寺、私房と規定し、常住僧房（五人以上の僧の居住する処。十方僧の所有）及び招提僧坊（四方僧の爲に一宿乃至一年止住させ施食する処）と區別した。

そしてこの私寺が、律藏の中でどのように取り扱われているかを検討し、私寺生活の僧徒が、三衣六物、諸衣物等から山林田畑什器米穀等を如法如律に用いるにはどうすればよいかを論じた。次いで撰述された〔僧家説浄要録〕（全集五）

は、説浄（比丘が衣・鉢・薬・金銀・穀米を得たとき、いったんこれを他人に施し、さらに還付されて自己の所有とする。これは貪著の心を清める法なので浄施ともいう。―仏教語大辞典より）の行儀を解説したもので、前著と合して私寺における律儀を規定したものである。右清範の末尾に於て照遍は、

方今、外国ト交際ス、若シ外国ノ僧俗来テ我カ国ノ仏法ヲ問ハバ則チ上来ノ旨趣ヲ以テ当ニ答弁スベシ、若シ我カ朝諸寺ノ清則ヲ曉メズンバ何ソ答弁ヲ得ン（原漢文・全集五・四四五頁）

と述べ、更に翌三十年、夏安居中の法話で、

今日諸宗の行業にては、若し外国より仏宗の学習致し度人來るとも、之を留め置て仏法の行ひを教訓する地なく亦教

訓に堪へたる人なし、外国布教もよけれども、内地の仏法軌則甚だ急務たるべきことなり。（仏制夏安居旨趣略記・全集五・四八三頁）と語っている。

明治三十年前後の日本仏教は、国粹主義の抬頭を背景に、キリスト教と対決して破邪顕正の旗印を掲げた時代である。三十一年には監獄教誨師事件が起り、巢鴨監獄が従来の仏教教誨師を免じて耶蘇教牧師を採用したことに抗議して、仏教徒国民同盟会、仏教青年会が蹶起した。三十二年には神仏二教を日本公認教にせよという提議が仏教徒からなされた。

それは条約改正に伴なって内地雑居が定められた結果、耶蘇教の内地における勢力増大を恐れての対抗措置である。三十三年二月には、当時国会で審議されていた宗教法案が、神仏二教と外教とを同一視するものという仏教徒の反対に会って否決されている。

照遍が日本諸寺の律儀の確立を訴えた裏には、対耶蘇教の姿態が潜んでおり、無意識にせよ、「日本」という国家意識が働いているのである。ただその姿態が極めて内省的である故に、外国布教などに積極的な当時の仏教界への批判的発言

となつてゐる。

照遍の戒脈は既述のように淨敵の真言律に遡る。真言律は南都戒の伝統を背負いながら真言為本の戒觀を樹立したものである。しかし、律為本、真言為本の違いはあれ、所詮は出家中心の興律運動であつた。在家には僧俗一貫の梵網菩薩戒を授戒するに止まり、戒律の世俗倫理化ができなかつた。——そのために民衆教化には密教淨土思想を以て望むことになる。(五節参照)——その戒律の世俗倫理化を成し遂げたのが慈雲である。慈雲は、十善戒を出家在家一貫の道であり、人となる道として民衆の前に提示し、十善戒を世俗倫理として民衆教化に用いた。

明治仏教界で、十善戒を在家倫理として鼓吹した雲照、行誠、青巒らはみな、慈雲の影響下にあつた人々である。殊に雲照は河内高貴寺に於て進具した慈雲の末徒である。照遍より一才年長で、青年時代机を並べて天台学を研鑽し、明治五年頃河内延命寺に照遍を訪れたこともあり、真言宗の大成会議には共に五教正の一人に選ばれて安心問題に取り組んだ仲であつたから、照遍の本葬儀には、当時九州巡錫中の老雲照は、土砂一包に弔辭を添えて靈前に送り供し、照遍の死

は「仏教及国家の大不幸」であると慨嘆した。(雲照弔辭・六大新報・明治四〇・一〇・一三号) このような親縁関係にもかかわらず、両師の興律運動には、出家中心的な照遍と、十善會を設立し八十善宝窟を發行して在家布教に積極的に戒律を用いた雲照との相違が出てゐる。その相違はそのまま、淨敵の真言律と慈雲の正法律との相違でもある。明治三十一年、目白僧園を経営してゐた雲照は、照遍に一書を呈し、正法興隆の志を達成することができないままに「拙老衰老ハ逐日迫り来リ、俗諦撰化ノ要務ハ日々ニ増加シ」た窮情を訴へ、「願クハ半季又ハ一夏限リトテモ不取敢御東上御教授被為成下候様奉懇願候」(明治三二・二・四付照遍宛雲照書翰・延命寺蔵)と述べて、照遍を目白僧園に迎え、僧徒養成を懇望してゐるが、照遍は辭して赴かなかつたようである。

(註)〔戒壇院如法律再興録〕(写一・東大寺図書館蔵)によると慧光没後の戒壇院について次の記録がある。

一、同(享保)十九年十一月恵光長老死去、寂潤比丘寺護職被仰附候、慧光長老滅後、寺護寂潤延享三年寅年迄十三年、無難修行、此年寂潤退散後宝曆八寅年迄三十三年、一派中御預置法脉相統勅行申候所、寺務勸修寺宮御後見北林院有意を以、右三十三年中、恵光行軌彼是相障、終一山内空海寺を以城州槇尾派老比丘洞泉を

戒壇院長老職任様、段々勸付、一山一派為和合、八十四歳成候老僧洞泉事長老招請之義、一派衆許之上願出候写

(以下に城州瓶原貞福寺洞泉比丘を戒壇院長老に招請したい旨の寺務後見宛の願書一通あり)

この記録によつて、享保十九年(一七三四)慧光没後、弟子寂潤光国(一七〇九—一七七八)が守護職(戒壇院では長老・寺護・維那を三綱と称す)を勤めたが、光国に不如法の事があつたため、戒壇院一派の擯斥にあつて延享三年(一七四六)退散、その後宝暦八年(一七五八)までは戒壇院は一派衆によつて管理されており、結局慧光没後二十五年間は一派衆中和合して推挙できる長老職を欠いたまま種々の支障を生じたので、この年、楨尾派律僧洞泉性善(一六七六—一七六三)を請じて長老職に任じたことが判る。

寂潤は十七才で戒壇院慧光に入室、戒壇院時代(享保十六年)に〔僧服正檢〕を撰して華嚴の鳳潭と戒学論評し、又、寺護職時代(寛保三年入一七四三)に〔正興開基不可壊老和尚行業記〕を撰している。〔寂潤不如法一件日録〕(巻一・二・以下欠東大寺図書館蔵)〔戒壇院寺護寂潤不如法之条箇〕(写一・東大寺図書館蔵)は、寂潤の寺護職中の破律破戒の条々を教え挙げ、戒壇院一派衆が本人と対決吟味を遂げた上、寺務勸修寺宮の裁許を得て退散させた顛末を知り得る史料である。寂潤不如法は最初靈雲寺から寺務宮へ書状を以て対策を申入れたことが発端になっている点は留意しておく必要がある。寂潤は宝暦の初め讃岐善通寺一代に迎えられ、安永七年七十才で没している。洞泉は八十三才の高齢で長老に就き宝暦十三年八十八才で没した。そこで翌明和元年(一七六四)、一派衆中

照遍和尚—その生涯と思想

より東大寺山内新禅院明道を選出して戒壇院長老とした。洞泉の次には戒壇一派より長老を選ぶことを既に洞泉就任の時に定めていたのである。所が、洞泉の法資百英は寺護職にあり且又洞泉相承の三憲の法流を伝授されていたが明和二年八月病没する。その直前、寺務宮に具申して、洞泉付法の楨尾山法傘比丘を戒壇一派へ推挙され法流相続して先師の意願満足せしめんことを乞うていた。そこで寺務宮の計いにより法傘を戒壇一派に交衆させた上で洞泉相承の三憲の法流を明道に付法させ、法傘は新禅院住職となり真言院定額僧を仰付けられている。以上は前掲史料再興録によつたものである。靈雲寺派の律儀(淨嚴提唱の真言律)と法流(淨嚴相承の安祥寺流)が戒壇院と真言院に行われたのは、正しくは慧光長老在職の八・九年間、その余韻は宝暦の中頃まで続くが、洞泉就任以後は楨尾派の律儀と、鎌倉中期中道房聖守以来相伝の三憲の法流が行われたことになる。又、慧光在職中も靈雲寺と戒壇院には本末関係はなく同等の立場にあるというけじめが、寺務宮の通達によつて定められていたことは前掲の再興録所収の次の文書によつて判る。

△就戒壇院律法再興被定置候条々▽

(前略)但今般之道從靈雲寺於今入院茂、戒壇靈雲両寺共為本寺之上者、双方非本末之儀条至于後代違亂無之様可相意得事(下略)

(以下次号)